

指導検査基準（指定計画相談支援）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚労令第 19 号）

「厚労令 28」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）

「平 24 厚労告 125」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）

「平 27 厚労告 180」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号）

「平 24 厚労告 227」＝指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 227 号）

「障発 0330 第 22 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>(1) 指定計画相談支援の事業が、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の事業が、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定計画相談支援の事業が、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定計画相談支援の事業が、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、区、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>支援法第 51 条の 22 厚労令 28 第 2 条第 1 項</p> <p>厚労令 28 第 2 条第 2 項</p> <p>厚労令 28 第 2 条第 3 項</p> <p>厚労令 28 第 2 条第 4 項</p> <p>厚労令 28 第 2 条第 5 項</p> <p>厚労令 28 第 2 条第 6 項</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専ら指定特定相談支援の職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を1人以上置いているか。 （ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p> <p>(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が35又はその端数を増すごとに1としているか。</p> <p>(3) (2)に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値としているか。（ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。）</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専ら指定特定相談支援の職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	<p>支援法第51条の24第1項</p> <p>厚労令28第3条第1項 障発0330第22通知 第二1の(1) 平24厚労告227</p> <p>厚労令28第3条第2項</p> <p>厚労令28第3条第3項</p> <p>厚労令28第4条 障発0330第22通知 第二1の(2)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p>	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容</p> <p>ウ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定計画相談支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区に対し遅滞なく提出しているか。</p> <p>(3) モニタリング結果について、以下の場合に区に報告しているか。</p> <p>ア 支給決定の更新や変更が必要となる場合</p> <p>イ 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</p> <p>ウ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p> <p>エ その他必要な場合</p>	<p>支援法第51条の24第2項</p> <p>厚労令28第5条第1項 障発0330第22通知 第二の2(1)</p> <p>厚労令28第5条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第22通知 第二の2(1)</p> <p>厚労令28第6条第1項 障発0330第22通知 第二の2(2)</p> <p>厚労令28第6条第2項 障発0330第22通知 第二の2(2)</p> <p>障発0330第22通知 第二の2(2)</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
3 提供拒否の禁止	<p>指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合。 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。 (3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合、 (4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合。 等をいう。</p> <p>なお、平 24 厚労告第 125 別表の注 11 から注 13 に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>厚労令 28 第 7 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2(3)</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令 28 第 8 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2(4)</p>
5 受給資格の確認	<p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支援法第 5 条第 2 3 項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間、又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等必要な事項を確かめているか。</p> <p>なお、指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等が提示する区が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、区から依頼を受けた者であることを確かめているか。</p>	<p>厚労令 28 第 9 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2(5)</p>
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助	<p>指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令 28 第 10 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2(6)</p>
7 身分を証する書類の携行	<p>指定特定相談支援事業者は、当該事業所の相談支援専門員に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 また、当該事業所の名称、当該相談支援専門員の氏名の記載があるか。</p>	<p>厚労令 28 第 11 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (7)</p>
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</p>	<p>厚労令 28 第 12 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (8) ①</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
9 利用者負担額に係る管理	<p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、(1)及び(2)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合に、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、(2)の交通費について、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>また、この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該指定計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 12 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (8) ②</p> <p>厚労令 28 第 12 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (8) ③</p> <p>厚労令 28 第 12 条第 4 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (8) ④</p> <p>厚労令 28 第 13 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (9) 障発 1031001 通知第四の 3 (第二の 2 (1)⑯準用)</p>
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により区から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は 8 (1) の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 14 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (10) ①</p> <p>厚労令 28 第 14 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (10) ②</p>
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	<p>指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定計画相談支援の提供に当たり、利用者等の立場に立つて懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。</p>	<p>厚労令 28 第 15 条第 1 項第 1 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ①</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 1 項第 2 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ②</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
12 サービス等利用計画の作成等	<p>(1) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように適切な支援内容を検討しているか。</p> <p>(3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たり、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <p>(5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>(6) 相談支援専門員は、アセスメントに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。 また、この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(7) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>(8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p>	<p>厚労令28第15条第2項第1号 障発0330第22通知 第二の2(11)③</p> <p>厚労令28第15条第2項第2号 障発0330第22通知 第二の2(11)④</p> <p>厚労令28第15条第2項第3号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑤</p> <p>厚労令28第15条第2項第4号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑥</p> <p>厚労令28第15条第2項第5号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑦</p> <p>厚労令28第15条第2項第6号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑧</p> <p>厚労令28第15条第2項第7号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑨</p> <p>厚労令28第15条第2項第8号 障発0330第22通知 第二の2(11)⑩</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	<p>(9) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>(10) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>(11) 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(12) 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>(13) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際に、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。</p> <p>(14) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p> <p>(15) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める（モニタリング）期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>(16) サービス等利用計画を変更した際に、(1) から (8) まで及び (11) から (13) までに準じて取り扱っているか。</p> <p>(17) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>(18) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>厚労令 28 第 15 条第 2 項第 9 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑫</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 2 項第 10 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑬</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 2 項第 11 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑭</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 2 項第 12 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑮</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 2 項第 13 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑯</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 3 項第 1 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑰</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 3 項第 2 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑱</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 3 項第 2 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑲</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 3 項第 4 号 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ⑳</p> <p>厚労令 28 第 15 条第 3 項第 5 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (11) ㉑</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令 28 第 16 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2（12）
14 計画相談支援対象障害者等に関する区への通知	指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	厚労令 28 第 17 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2（13）
15 管理者の責務	<p>（1）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業員の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>（2）指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業員に、第 1 から第 3 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令 28 第 18 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2（14）</p> <p>厚労令 28 第 18 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2（14）</p>
16 運営規程	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針</p> <p>（2）従業員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>（3）営業日及び営業時間</p> <p>（4）指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額</p> <p>（5）通常の事業の実施地域</p> <p>（6）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>（7）虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>（8）その他運営に関する重要事項 （地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、その必要な機能のうち、満たす機能を明記すると。）</p>	<p>厚労令 28 第 19 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2（15）</p> <p>「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号通知）</p> <p>「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）</p> <p>「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
17 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。 (ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 また、研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 20 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (16) ①</p> <p>厚労令 28 第 20 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (16) ②</p> <p>厚労令 28 第 20 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (16) ③</p>
18 設備及び備品等	<p>指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可)</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。(ただし、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。)</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。)</p>	<p>厚労令 28 第 21 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (17)</p>
19 衛生管理等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>厚労令 28 第 22 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (18)</p> <p>厚労令 28 第 22 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (18)</p>
20 掲示等	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表（ホームページによる掲載等）に努めているか。 なお、体制整備加算に関する事項については、(1)による事業所内の掲示だけではなく、公表をしているか。</p>	<p>厚労令 28 第 23 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (19) ①</p> <p>厚労令 28 第 23 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (19) ②</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
21 秘密保持等	<p>(1) 指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令 28 第 24 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (20) ①</p> <p>厚労令 28 第 24 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (20) ②</p> <p>厚労令 28 第 24 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (20) ③</p>
22 広告	<p>指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>厚労令 28 第 25 条</p>
23 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>厚労令 28 第 26 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (21) ①</p> <p>厚労令 28 第 26 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (21) ②</p> <p>厚労令 28 第 26 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (21) ③</p>
24 苦情解決	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 27 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ①</p> <p>厚労令 28 第 27 条第 2 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ②</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	<p>(3) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力するとともに、都知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第 51 条の 27 第 2 項の規定により区長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力するとともに、区長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者は、都知事、区又は区長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都知事、区又は区長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 27 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ③</p> <p>厚労令 28 第 27 条第 4 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ③</p> <p>厚労令 28 第 27 条第 5 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ③</p> <p>厚労令 28 第 27 条第 6 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ③</p> <p>厚労令 28 第 27 条第 7 項 社会福祉法第 83 条、第 85 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (22) ④</p>
25 事故発生時の対応	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都、区、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>厚労令 28 第 28 条第 1 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (23) ①、③</p> <p>厚労令 28 第 28 条第 2 項</p> <p>厚労令 28 第 28 条第 3 項 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (23) ②</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
26 会計の区分	<p>指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>厚労令 28 第 29 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (24)</p>
27 記録の整備	<p>(1) 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 12 の (13) に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>（ア）サービス等利用計画案及びサービス等利用計画</p> <p>（イ）アセスメントの記録</p> <p>（ウ）サービス担当者会議等の記録</p> <p>（エ）モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 14 に規定する区への通知に係る記録</p> <p>エ 24 の (2) に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 25 の (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令 28 第 30 条 障発 0330 第 22 通知 第二の 2 (25)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
<p>第4 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項（支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号まで、第11号及び第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>（ただし、支援法施行規則第34条の59第1項第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、区長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。）</p> <p>※ 指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>（1）事業所の名称及び所在地</p> <p>（2）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>（3）申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>（4）事業所の平面図</p> <p>（5）事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>（6）運営規程</p> <p>（7）当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項</p> <p>（8）役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>（1）指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>（2）指定相談支援事業者は、業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、支援法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じて、厚生労働大臣等に届け出ているか。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の25第3項 支援法施行規則 第34条の60第1項 支援法施行規則 第34条の59第1項</p> <p>支援法第51条の22第3項 支援法第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61</p> <p>支援法第51条の31第2項、 第3項 支援法施行規則第34条の62 第2項、第3項</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
<p>第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 計画相談支援費</p>	<p>(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、平 24 厚労告 125 の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア サービス利用支援費（Ⅰ） 指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>イ サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>イ 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、第 3 の 12（6）（準用する場合を含む。）、（9）、（10）若しくは（11）から（13）まで（準用する場合を含む。）又は（15）に定める基準を満たさないうで、指定計画相談支援を行った場合にも、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合にも、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>支援法第 51 条の 17</p> <p>平 24 厚労告 125 の一</p> <p>平 24 厚労告 125 の二</p> <p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 1 障発 1031001 通知第四の 1 (2)</p> <p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 2 障発 1031001 通知第四の 1 (3)</p> <p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 3 厚労令 28 第 15 条第 2 項、第 3 項</p> <p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 4 障発 1031001 通知第四の 1 (6)</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
3 利用者負担上限額 管理加算	<p>(5) 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合にも、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 5 障発 1031001 通知第四の 1 (7)</p>
	<p>(6) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護 1 又は要介護 2 のものに対して、同法に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算 (I) として、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア サービス利用支援費 (I) 552 単位 イ 継続サービス利用支援費 (I) 602 単位</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 6 介護保険法(平成 9 年法律 第 123 号)第 46 条第 1 項 障発 1031001 通知第四の 1 (8)</p>
	<p>(7) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算 (II) として、次に掲げる区分に応じ、1 月につき、それぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。 ア サービス利用支援費 (I) 854 単位 イ サービス利用支援費 (II) 125 単位 ウ 継続サービス利用支援費 (I) 904 単位 エ 継続サービス利用支援費 (II) 300 単位</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 7 介護保険法(平成 9 年法律 第 123 号)第 46 条第 1 項 障発 1031001 通知第四の 1 (8)</p>
	<p>(8) 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法に規定する要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 のものに対して、同法に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費 (I) を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1 月につき 9 単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 8 介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 第 58 条第 1 項 障発 1031001 通知第四の 1 (8)</p>
	<p>(9) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合 ((3) 及び (4) に定める場合を除く。) には、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 なお、通常の実施地域を越えてサービス提供をした場合で、この加算を算定した場合にも、交通費の支払を受けていないか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 1 の注 9 障発 1031001 通知第四の 2</p>
	<p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」 (平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 176 号)</p>	
	<p>指定特定相談支援事業者が、第 3 の 9 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合には、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 2 注 障発 1031001 通知第四の 3</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
4 初回加算	<p>指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。 （1）新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合 （2）サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 3 注 平 27 厚労告 180 の一 障発 1031001 通知第四の 4</p>
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。）</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>（1）特定事業所加算（Ⅰ） 500 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。 イ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ウ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 エ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 オ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 カ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 キ 第5の2（1）アに規定する取扱件数が40未満であること。</p> <p>（2）特定事業所加算（Ⅱ） 400 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア （1）のイ、ウ、オ、カ及びキの基準に適合すること。 イ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ウ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>（3）特定事業所加算（Ⅲ） 300 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア （1）のイ、ウ、オ、カ及びキの基準に適合すること。 イ （2）のウの基準に適合すること。 ウ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 3 注 障発 1031001 通知第四の 5</p> <p>平 27 厚労告 180 の二のイ 障発 1031001 通知第四の 5(3)①</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を定める件（平成30年3月22日厚生労働省告示115号）</p> <p>平 27 厚労告 180 の二のロ 障発 1031001 通知第四の 5(3)②</p> <p>平 27 厚労告 180 の二のハ 障発 1031001 通知第四の 5(3)③</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
6 入院時情報連携加算	<p>(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150 単位 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ア (1) のイ、オ、カ及びキの基準に適合しているか。 イ (2) のウの基準に適合すること。 ウ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>計画相談支援対象障害者等が医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院又は同条第 2 項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。（ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。）</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>(2) 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位 (1) 以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>平 27 厚労告 180 の二の二 障発 1031001 通知第四の 5(3)④</p> <p>平 24 厚労告 125 別表の 5 注 障発 1031001 通知第四の 6</p> <p>平 27 厚労告 180 の三</p>
7 退院・退所加算	<p>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、救護施設若しくは更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事施設、少年院若しくは更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として所定単位数を加算しているか。（4 の初回加算を算定する場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 6 注 障発 1031001 通知第四の 7</p>
8 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前 6 月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 7 注 障発 1031001 通知第四の 8</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>第1の(3)に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 （4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 8 注 障発 1031001 通知第四の 9</p>
10 サービス担当者会議実施加算	<p>指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の12(11)に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同(11)に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 9 注 障発 1031001 通知第四の 10</p>
11 サービス提供時モニタリング加算	<p>指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。（ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。）</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 10 注 障発 1031001 通知第四の 11</p>
12 行動障害支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （1）指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 （2）（1）に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 11 注 障発 1031001 通知第四の 12 平 27 厚労告 180 の四</p>
13 要医療児者支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （1）指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 （2）（1）に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 12 注 障発 1031001 通知第四の 13 平 27 厚労告 180 の五</p>

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令
14 精神障害者支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （1）指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 （2）（1）に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 13 注 障発 1031001 通知第四の 14</p> <p>平 27 厚労告 180 の六</p>
15 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業を指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 第3の16に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 14 注 障発 1031001 通知第四の 15</p> <p>平 27 厚労告 180 の七</p>
16 地域体制強化共同支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第1の（3）に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 第3の16に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表の 15 注 障発 1031001 通知第四の 16</p> <p>平 27 厚労告 180 の七</p>